【想定出題趣旨速報】
2027年度 東京大学ロースクール入試
民事系

作成：The Law School Times 編集部

【 民事系（民法・会社法・民事訴訟法）】

・総評

本問は、事業の資金繰りに行き詰まったA社の代表取締役Bが、①Cに売却済みの土地甲を、融資者Dに代物弁済として譲渡し、②支払いの見込みがないまま商品PをE社から買い入れて換金し運転資金に充当したという一連の事案を素材に、設問１では民法（二重譲渡と対抗要件、詐害行為取消権）、設問２では会社法（役員等の第三者に対する責任）、設問３では民事訴訟法（訴訟係属中の被告の追加）を問うものである。

いずれの設問も、基本的な条文と重要判例の理解を前提として、事案の具体的事情を踏まえた検討ができるかを問う問題である。

・設問１

A社からCとDに甲が二重に譲渡されており、CとDは民法１７７条の「第三者」の関係に立つ。先に登記を備えたのはDであるから、CはDに対して甲の所有権を対抗できないのが原則である。そこで、Dが登記の欠缺を主張する正当な利益を有しない、いわゆる背信的悪意者に当たるかを検討する必要がある。もっとも、Dは、Cに先に甲が売却されていた事実を知らなかったのだから、背信的悪意者には当たらないと考えられる。この点を事実に即して確認することが求められる。

そこで、Cは、A社とDの代物弁済契約について、詐害行為取消権（民法４２４条以下）の行使を検討することになる。ここでは、以下の点が問題となる。

まず、Cの被保全債権について、その内容は、甲の所有権についての移転登記請求であり、特定物債権である。判例（最大判昭和３６年７月１９日民集１５巻７号１８７５頁）は、特定物債権も窮極において損害賠償債権に変じうるものであるから、債務者の一般財産により担保されなければならない点で金銭債権と異ならないとして、特定物債権者による詐害行為取消権の行使を認めている。また、Cの債権は代物弁済より前の原因に基づいて生じたものであること（同条３項）も確認する必要がある。

詐害行為該当性について、代物弁済は既存債務の消滅に関する行為であるから、原則として自由に行うことができるはずである。そこで、例外的な特則規定である民法４２４条の３の要件を検討することになる（本来の債務額から過大なものではないため、４２４条の４が問題となるわけではないことに注意）。本件では、代物弁済契約締結時点では、A社は支払

The Law School Times

不能に陥っていない（契約締結から１週間後に支払不能となっている）ため、１項の要件を充たさない。

Dの債権の弁済期は２か月後であり、代物弁済契約の締結は債務者の義務に属しない行為といえるから、同条２項の適用が考えられる。同項の要件として、支払不能になる前３０日以内に行われたこと（１号）、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたこと（２号）の検討が必要となる。本件では、Dが他の債権者を出し抜こうと考えていたこと、Bがそれを認識しつつ応じたこと等の事情に即して当てはめを行うことが期待される。

仮に詐害行為取消が認められたとしても、Cが直接自己への所有権移転登記を求めることができるかは別問題である。判例（最判昭和５３年１０月５日民集３２巻７号１３３２頁）は、特定物債権者は、詐害行為取消権の行使により、直接自己に所有権移転登記を求めることはできないとしている。詐害行為取消権は総債権者のために債務者の責任財産を保全する制度だからである。現行法でも、取消債権者に直接の引渡しが認められるのは金銭又は動産に限られており（民法４２４条の９）、不動産については、受益者Dへの登記の抹消を求めて、登記名義をA社に戻すことができるにとどまる。

以上を踏まえ、Cが最終的に甲の所有権移転登記を具備するためには、詐害行為取消によってA社名義に戻った甲の所有権について、改めてA社に対して移転登記請求をする必要がある。

・設問２

設問２は、A社に商品Pを売却したE社が、A社の取締役であるBおよびFに対し、商品Pの代金相当額２０００万円を請求できるかを問うものであり、役員等の第三者に対する責任（会社法４２９条１項）の理解を問うものである。

同項の責任について、判例（最大判昭和４４年１１月２６日民集２３巻１１号２１５０頁）を参考に事案を検討する必要がある。

Bについては、A社が支払不能の状態になり代金を支払う見込みがないのに、A社の財務状況を明かさないまま商品Pを買い入れており、この行為が、取締役の善管注意義務・忠実義務（会社法３３０条、民法６４４条、会社法３５５条）に違反する任務懈怠に当たるか、またそれについて悪意又は重過失が認められるかを丁寧に評価する必要がある。E社の損害は、A社の財産状態とは関係なく、Bの行為によってE社が直接被った直接損害と位置付けられる。

Fについては、Bの妻の親であり、A社の経営に実質的に関与していない、いわゆる名目的取締役である。判例（最判昭和４８年５月２２日民集２７巻５号６５５頁）によれば、取締役会設置会社の取締役は、取締役会に上程された事柄にとどまらず、代表取締役の業務執行一般を監視し、必要があれば取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職責を有するとしている。A社は取締役会

The Law School Times

設置会社であるから、名目的取締役であっても監視義務を負うことになる。その上で、Fの監視義務違反に重大な過失があるか、Fが監視義務を尽くしていればBの行為を防止できたといえるか（任務懈怠と損害との因果関係）を丁寧に検討することが求められる。名目的取締役の責任を否定・限定した裁判例の考え方にも配慮しつつ、本件の事実に即して結論を導くことが期待される。

・設問３

設問３は、いわゆる主観的追加的併合の可否を問うものである。判例（最判昭和６２年７月１７日民集４１巻５号１４０２頁）を参考に、理由付けとともに検討する必要がある。

・考察

本問は、限られた時間内で論点を過不足なく論じることが求められる。

設問１では、１７７条の対抗問題と詐害行為取消権を混同せず、段階を踏んで検討することが重要である。特に、詐害行為取消権について、特則を正確に適用できているかが、評価の分かれ目になると思われる。また、判例を踏まえて、取消しが認められてもCが直接自己に登記を移すことはできないという点まで論じられた答案は、高く評価されるであろう。

設問２では、Bの責任とFの責任を区別して論じることが必要である。Fについては、名目的取締役であることから直ちに責任を否定するのではなく、監視義務の存在を前提に、任務懈怠・重過失・因果関係を丁寧に検討することが求められる。

設問３は、判例の理由付けを参考に、正確に論ずることができるかがポイントとなる。

なお、詐害行為取消権、役員等の責任、および民事訴訟法の主観的追加的併合の３つの論点については、LSTimesの出題予想論点およびロー入試模試【東大ロー編】にて事前に予想されていた論点であり、日頃からLSTimesの予想や模試を確認して対策を重ねていた受験生にとっては大きなアドバンテージとなったと思われる。

The Law School Times